

○桐生市おりひめバス運行事業検討委員会設置要綱

(平成 18 年 6 月 1 日施行)

改正 平成 26 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 おりひめバス運行事業に必要な事項を検討するため、桐生市おりひめバス運行事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) おりひめバスの運行体系に関すること。
- (2) おりひめバスの運賃に関すること。
- (3) その他おりひめバスの運行に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体及び経済団体の代表
- (3) 関係官公庁の代表
- (4) バス事業者

2 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総合政策部広域連携推進室において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。